

療養費支給申請書等の編綴方法について

国保・後期分

特別療養費		
総括票（Ⅰ）		
国保 （※1）	総括票（Ⅱ）	
	総括票（Ⅱ）地単公費請求分（再掲）（※2）	
	申請書	七十歳以上 一般・低所得
		七十歳以上 七割給付
		一般被保険者
未就学		
後期高齢者	総括票（Ⅱ）	
	総括票（Ⅱ）地単公費請求分（再掲）（※2）	
	申請書	九割給付 八割給付
		七割給付

※1 国保は保険者ごとに総括票（Ⅱ）で取りまとめ、保険者番号順に並べてください。

※2 地単公費併用の支給申請書がある場合、提出してください。

地単公費請求書（被用者保険分）

被用者保険 （※3）	地単公費請求書	
	申請書	

※3 岐阜県の福祉医療費受給者で、主保険が岐阜県以外の国保の場合も含まれます。